

## 松井証券の投資勧誘方針

平成 27 年 5 月 1 日

松井証券株式会社

### 1. 当社における投資勧誘の定義

当社における投資勧誘とは、WEB サイト、電子メール、ダイレクトメール、新聞・雑誌等の媒体に金融商品の案内等を掲載すること、およびセミナー等で金融商品の案内を直接行うことを指します。

### 2. 投資勧誘基本方針

当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。

### 3. 取扱商品の説明

当社での取扱商品については、お客様の知識、投資経験、投資目的、資力等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

### 4. 法令・諸規則の遵守

当社は投資勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法および関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

### 5. WEB サイト等の表示

当社は、WEB サイト等の表示に関して、誤表示による誤認勧誘を防止することを目的とした内部管理体制の構築に努めます。WEB サイト等の表示についてはあらかじめコンプライアンス部門にて内容の確認を行い、適切な表示を行うよう努めます。

### 6. 電話によるサポート体制

当社は午後 7 時から午前 7 時までの時間帯には、特別の場合を除いてお客様への電話を行いません。午後 7 時以降の夜間の時間帯には、お客様のお取引や WEB サイト等のご利用をサポートするうえで必要であると判断した場合の事務連絡に限ります。当社が夜間の時間帯に行う電話サポートは「(1)不足金の連絡、(2)信用取引等における保証金維持率および期日の連絡、(3)その他緊急の場合の事務連絡」です。

### 7. 知識技能の修得・研さん

当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研さんに

努めます。

#### **8. お客様相談窓口の設置**

お客様のお取引について、お気づきの点がありましたら、お客様相談室（電話：0120-953-606（03-5216-0607））までご連絡ください。

以上